

駒場団地自治会掲示板管理細則

(目的)

第1条 本細則は、駒場団地自治会の目的に沿った掲示板の管理およびその効果的な利用方法を定め運用することを目的とする。

(設置)

第2条 掲示板の設置は、駒場団地自治会の指定 6 箇所(1 班警察官舎角、2 班中公園前、3 班西公園前、4 班集体会所前、5 班東公園前、6 班および 7 班防災倉庫横)とする。

(利用)

第3条 掲示板は、自治会活動に関する下記の住民への通報に利用するほか、国・地方公共団体などについても、利用させることができるものとする。

- (1) 一斉清掃、防災訓練、親睦会、訃報など自治会活動に関わるもの及び国・地方公共団体のもの、また公益性のあるもの。
- (2) 会長または役員会、或いは駒場団地自治会担当役員(以下、「担当役員」と記す)が承認したもの。

(利用制限)

第4条 次に該当する場合は、掲示板の利用を認めない。

- (1) 公共の秩序を乱すおそれのあるもの。
- (2) 政治活動を目的とした主義主張および宗教活動を目的とするもの。
- (3) 営利を目的とするもの。

(利用期間)

第5条 掲示物の掲示期間は、原則として 1 ヶ月以内とする。ただし、会長または役員会、或いは担当役員が必要と認める場合は期間を延長することができる。

(利用申請)

第6条 掲示板の利用を希望する場合は、掲示予定の当日までに担当役員に掲示物を提

示して申請しなければならない。

(利用許可)

第7条 担当役員は、第6条の申請に基づき掲示内容に支障がないと認められる場合にはこれを許可する。但し、担当役員が掲示内容に支障があるか判断が困難な場合には会長または役員会でその可否を判断し、掲示内容に支障がないと認められる場合にはこれを許可する。

会長または役員会、或いは担当役員が掲示を許可したときは、掲示物の見やすい箇所に検印を押印し、掲示期間を明示するものとする。

(掲示)

第8条 掲示板への掲示は、利用許可を受けた者がその掲示を行うものとする。

(掲示物の除去)

第9条 掲示期間が満了したときは、利用許可を受けた者が速やかに掲示物を除去しなければならない。

2 除去を怠った場合には、代理により除去できるものとする。

3 掲示板利用者は、掲示物が汚損または破損した場合には、掲示期間中であっても速やかに除去等必要な措置を講じ美観の保護に努めなければならない。

(期間短縮の協力要請)

第10条 会長または役員会、或いは担当役員は、第7条の規定により許可した掲示物であっても、掲示するに支障が生じたときは、当該許可による掲示期間の短縮を口頭、または文書により要請することができる。

(維持管理)

第11条 掲示板の維持管理は、駒場団地自治会がこれを行い、必要があれば修理等の措置を講ずる。

(原状回復義務および損害賠償)

第12条 会長または役員会は、故意または過失により掲示板に損害を与えた者に対して直ちに現状に回復させ、またはこれに要する費用を賠償させることができる。

(細則の改廃)

第13条 本細則の改廃は、駒場団地自治会役員会において行うものとする。

附則 1 本細則は、2022 年(令和 4 年)4 月 1 日より施行する。